



鳥取県公報

平成 30 年 6 月 5 日 (火)
第 9 0 0 7 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	海面における漁業権の免許の内容たるべき事項等 (385) (水産課) 2
	内水面における漁業権の免許の内容たるべき事項等 (386) (〃) 10
	清算法人西郷中央土地改良区の清算人の就任 (387) (東部農林事務所) 10
	物品売払代金の徴収事務の委託 (388) (畜産試験場) 11
	公共測量の実施 (389) (県土総務課) 11
	水防法による洪水浸水想定区域の指定等 (390) (河川課) 11
	水防警報を行う河川の指定 (391) (〃) 12
	指定障害児通所支援事業者の指定 (392) (西部総合事務所福祉保健局) 12
	土地改良区の役員の就退任 (393) (西部総合事務所農林局) 12

告 示

鳥取県告示第385号

漁業法（昭和24年法律第267号）第11条第1項の規定に基づき、海面における漁業権の免許の内容たるべき事項等を次のとおり定めたので、同条第5項の規定により告示する。

平成30年6月5日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 公示番号 海共第4号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第三種共同漁業	地びき網漁業	1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置 東伯郡北栄町地先

ウ 漁場の区域 次の基点第11号と(ア)を直線で結ぶ線、(ア)と(イ)を結ぶ最大高潮時距岸最大1,000メートルの線、基点第12号と(イ)を直線で結ぶ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域。ただし、(ウ)から(カ)までを順次直線で結ぶ線及び(カ)と(ウ)を直線で結ぶ線によって囲まれた区域を除く。

基点第11号 湯梨浜町と北栄町の境界と最大高潮時海岸線との交点

基点第12号 北栄町と琴浦町の境界と最大高潮時海岸線との交点

(ア) 基点第11号から358度40分（真方位）の線と最大高潮時距岸最大1,000メートルの線との交点

(イ) 基点第12号から353度40分（真方位）の線と最大高潮時距岸最大1,000メートルの線との交点

(ウ) 北緯35度30分32.58秒、東経133度51分5.82秒

(エ) 北緯35度30分39.78秒、東経133度50分1.80秒

(オ) (エ)から0度0分（真方位）の線と最大高潮時距岸最大1,000メートルの線との交点

(カ) (ウ)から0度0分（真方位）の線と最大高潮時距岸最大1,000メートルの線との交点

(2) 免許予定日 平成30年9月1日

(3) 申請期間 平成30年6月5日から同年7月5日まで

(4) 関係地区 東伯郡北栄町

(5) 制限又は条件

ア 標識として一辺の長さが50センチメートル以上の旗をその部分が水面上1.5メートル以上の高さになるように設置しなければならない。

標識は、漁具の袋網部及び左右両側の袖網部にそれぞれ1箇所以上、計3箇所以上設置することとし、袋網部の標識には1本の竿に赤色旗及び白色旗を、右側の袖網部の標識には白色旗を、左側の袖網部の標識には赤色旗を用いるものとする。ただし、夜間にあっては、旗を灯火に代えて標識を設置しなければならない。

イ 公共事業等の円滑な実施に協力し、公益の確保に努めなければならない。

(6) 存続期間 平成30年9月1日から平成35年8月31日まで

2 公示番号 海区第1号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	10月21日から翌年4月30日まで

イ 漁場の位置 岩美郡岩美町大字大羽尾地先

ウ 漁場の区域 次の基点第18号、(ア)、(イ)及び基点第21号を順次直線で結ぶ線並びに基点第21号と基点第18号を直線で結ぶ線によって囲まれた区域

基点第18号 東漁港北防波堤南西端

基点第21号 東漁港北防波堤南西端から311度30分（真方位）100メートルの点

(ア) 基点第18号から221度30分（真方位）10メートルの点

(イ) 基点第21号から221度30分（真方位）10メートルの点

(2) 免許予定日 平成30年9月1日

(3) 申請期間 平成30年6月5日から同年7月5日まで

(4) 地元地区 岩美郡岩美町大字大羽尾、大字小羽尾及び大字陸上

(5) 制限又は条件

ア 船舶の安全航行のため漁具標識を設置しなければならない。ただし、夜間にあつては灯火による標識によるものとする。

イ 公共事業等の円滑な実施に協力し、公益の確保に努めなければならない。

(6) 存続期間 平成30年9月1日から平成35年8月31日まで

3 公示番号 海区第2号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	10月21日から翌年4月30日まで

イ 漁場の位置 岩美郡岩美町大字大羽尾地先

ウ 漁場の区域 次の(ア)から(ウ)までを順次直線で結ぶ線及び陸岸によって囲まれた区域

基点第18号 東漁港北防波堤南西端

(ア) 基点第18号から246度30分（真方位）115メートルの点

(イ) 基点第18号から251度（真方位）113メートルの点

(ウ) 基点第18号から255度（真方位）200メートルの点

(2) 免許予定日 平成30年9月1日

(3) 申請期間 平成30年6月5日から同年7月5日まで

(4) 地元地区 岩美郡岩美町大字大羽尾、大字小羽尾及び大字陸上

(5) 制限又は条件

ア 船舶の安全航行のため漁具標識を設置しなければならない。ただし、夜間にあつては灯火による標識によるものとする。

イ 公共事業等の円滑な実施に協力し、公益の確保に努めなければならない。

(6) 存続期間 平成30年9月1日から平成35年8月31日まで

4 公示番号 海区第3号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	11月1日から翌年4月30日まで

イ 漁場の位置 岩美郡岩美町大字田後地先

ウ 漁場の区域 次の基点第22号、(ア)、(イ)及び基点第23号を順次直線で結ぶ線並びに陸岸によって囲まれた区域

基点第22号 田後港波除堤（施設番号B-1-17）北東端

基点第23号 田後港波除堤（施設番号B-1-17）北西端

(ア) 基点第22号から356度（真方位）60.0メートルの点

(イ) 基点第22号から330度（真方位）66.6メートルの点

(2) 免許予定日 平成30年9月1日

(3) 申請期間 平成30年6月5日から同年7月5日まで

(4) 地元地区 岩美郡岩美町大字田後及び大字浦富

(5) 制限又は条件

ア 船舶の安全航行のため漁具標識を設置しなければならない。ただし、夜間にあつては灯火による標識によるものとする。

イ 公共事業等の円滑な実施に協力し、公益の確保に努めなければならない。

(6) 存続期間 平成30年9月1日から平成35年8月31日まで

5 公示番号 海区第4号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	11月1日から翌年3月31日まで

イ 漁場の位置 鳥取市福部町岩戸地先

ウ 漁場の区域 次の(ア)から(エ)を直線で結ぶ線及び陸岸によって囲まれた区域

基点第24号 岩戸漁港北防波堤灯台

(ア) 基点第24号から119度(真方位)110メートルの点

(イ) 基点第24号から102度(真方位)110メートルの点

(ウ) 基点第24号から112度(真方位)215メートルの点

(エ) 基点第24号から123度(真方位)182メートルの点

(2) 免許予定日 平成30年9月1日

(3) 申請期間 平成30年6月5日から同年7月5日まで

(4) 地元地区 鳥取市福部町

(5) 制限又は条件

ア 漁具の外角に漁具標識を設置しなければならない。ただし、夜間にあつては灯火による標識によるものとする。

イ 公共事業等の円滑な実施に協力し、公益の確保に努めなければならない。

(6) 存続期間 平成30年9月1日から平成35年8月31日まで

6 公示番号 海区第5号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	11月1日から翌年3月31日まで

イ 漁場の位置 鳥取市気高町八束水地先

ウ 漁場の区域 次の(ア)から(ウ)までを順次直線で結ぶ線及び陸岸によって囲まれた区域

基点第25号 船磯漁港第二港内防波堤南東端

(ア) 基点第25号から282度(真方位)60メートルの点

(イ) 基点第25号から224度(真方位)109メートルの点

(ウ) 基点第25号から238度30分(真方位)145メートルの点

(2) 免許予定日 平成30年9月1日

(3) 申請期間 平成30年6月5日から同年7月5日まで

(4) 地元地区 鳥取市気高町浜村及び気高町八束水

(5) 制限又は条件

ア 船舶の安全航行のため漁具標識を設置しなければならない。ただし、夜間にあつては灯火による標識によるものとする。

イ 公共事業等の円滑な実施に協力し、公益の確保に努めなければならない。

(6) 存続期間 平成30年9月1日から平成35年8月31日まで

7 公示番号 海区第6号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	11月1日から翌年3月31日まで

イ 漁場の位置 鳥取市気高町八束水地先

ウ 漁場の区域 次の(ア)から(オ)までを順次直線で結ぶ線及び(オ)と(ア)を直線で結ぶ線によって囲まれた区域

基点第26号 船磯漁港第三港内防波堤南西端

(ア) 基点第26号から147度15分(真方位)100メートルの点

(イ) 基点第26号から188度30分(真方位)222メートルの点

(ウ) 基点第26号から183度(真方位)231メートルの点

(エ) 基点第26号から132度30分(真方位)119メートルの点

(オ) 基点第26号から129度15分(真方位)92メートルの点

(2) 免許予定日 平成30年9月1日

(3) 申請期間 平成30年6月5日から同年7月5日まで

(4) 地元地区 鳥取市気高町浜村及び気高町八束水

(5) 制限又は条件

ア 船舶の安全航行のため漁具標識を設置しなければならない。ただし、夜間にあつては灯火による標識によるものとする。

イ 公共事業等の円滑な実施に協力し、公益の確保に努めなければならない。

(6) 存続期間 平成30年9月1日から平成35年8月31日まで

8 公示番号 海区第7号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	いわがき養殖業	1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置 鳥取市気高町八束水地先

ウ 漁場の区域 次の基点第26号、(ア)、(オ)、(エ)、(カ)を順次直線で結ぶ線及び陸岸によって囲まれた区域

基点第26号 船磯漁港第三港内防波堤南西端

(ア) 基点第26号から147度15分(真方位)100メートルの点

(エ) 基点第26号から132度30分(真方位)119メートルの点

(オ) 基点第26号から129度15分(真方位)92メートルの点

(カ) 基点第26号から121度45分(真方位)118メートルの点

(2) 免許予定日 平成30年9月1日

(3) 申請期間 平成30年6月5日から同年7月5日まで

(4) 地元地区 鳥取市気高町浜村及び気高町八束水

(5) 制限又は条件

ア 船舶の安全航行のため漁具標識を設置しなければならない。ただし、夜間にあつては灯火による標識によるものとする。

イ 公共事業等の円滑な実施に協力し、公益の確保に努めなければならない。

(6) 存続期間 平成30年9月1日から平成35年8月31日まで

9 公示番号 海区第8号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	11月1日から翌年3月31日まで

イ 漁場の位置 鳥取市青谷町長和瀬地先

ウ 漁場の区域 次の(ア)から(エ)を直線で結ぶ線及び陸岸によって囲まれた区域

基点第27号 長和瀬漁港東防波堤灯台

(ア) 基点第27号から209度(真方位)116メートルの点

(イ) 基点第27号から202度(真方位)118メートルの点

(ウ) 基点第27号から207度(真方位)167メートルの点

(エ) 基点第27号から212度(真方位)165メートルの点

(2) 免許予定日 平成30年9月1日

(3) 申請期間 平成30年6月5日から同年7月5日まで

(4) 地元地区 鳥取市青谷町

(5) 制限又は条件

ア 漁具の外角に漁具標識を設置しなければならない。ただし、夜間にあつては灯火による標識によるものとする。

イ 公共事業等の円滑な実施に協力し、公益の確保に努めなければならない。

(6) 存続期間 平成30年9月1日から平成35年8月31日まで

10 公示番号 海区第9号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	11月1日から翌年4月30日まで

イ 漁場の位置 東伯郡湯梨浜町大字泊地先

ウ 漁場の区域 次の(ア)から(ウ)までを順次直線で結ぶ線及び(ウ)と(ア)を直線で結ぶ線によって囲まれた区域

基点第28号 泊漁港北防波堤西南端

(ア) 基点第28号から240度30分(真方位)79メートルの点

(イ) 基点第28号から230度30分(真方位)290メートルの点

(ウ) 基点第28号から268度30分(真方位)340メートルの点

(2) 免許予定日 平成30年9月1日

(3) 申請期間 平成30年6月5日から同年7月5日まで

(4) 地元地区 東伯郡湯梨浜町

(5) 制限又は条件

ア 船舶の安全航行のため漁具標識を設置しなければならない。ただし、夜間にあつては灯火による標識によるものとする。

イ 公共事業等の円滑な実施に協力し、公益の確保に努めなければならない。

(6) 存続期間 平成30年9月1日から平成35年8月31日まで

11 公示番号 海区第10号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	10月21日から翌年4月30日まで

イ 漁場の位置 西伯郡大山町平田地先

ウ 漁場の区域 次の基点第29号と(ア)を直線で結ぶ線、(ア)から(ウ)までを順次直線で結ぶ線及び(ウ)と基点第29号を直線で結ぶ線によって囲まれた区域

基点第29号 平田漁港東側防波堤南西端

- (ア) 基点第29号から37度30分（真方位）40メートルの点
- (イ) 基点第29号から68度30分（真方位）140.5メートルの点
- (ウ) 基点第29号から79度30分（真方位）137メートルの点

(2) 免許予定日 平成30年9月1日

(3) 申請期間 平成30年6月5日から同年7月5日まで

(4) 地元地区 米子市淀江町及び西伯郡大山町

(5) 制限又は条件

ア 船舶の安全航行のため漁具標識を設置しなければならない。ただし、夜間にあつては灯火による標識によるものとする。

イ 公共事業等の円滑な実施に協力し、公益の確保に努めなければならない。

(6) 存続期間 平成30年9月1日から平成35年8月31日まで

12 公示番号 海区第11号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	のり養殖業	10月21日から翌年4月30日まで

イ 漁場の位置 西伯郡大山町平田地先

ウ 漁場の区域 次の基点第29号と(ア)を直線で結ぶ線、(ア)から(ウ)までを順次直線で結ぶ線及び(ウ)と基点第29号を直線で結ぶ線によって囲まれた区域

基点第29号 平田漁港東側防波堤南西端

- (ア) 基点第29号から37度30分（真方位）40メートルの点
- (イ) 基点第29号から68度30分（真方位）140.5メートルの点
- (ウ) 基点第29号から79度30分（真方位）137メートルの点

(2) 免許予定日 平成30年9月1日

(3) 申請期間 平成30年6月5日から同年7月5日まで

(4) 地元地区 米子市淀江町及び西伯郡大山町

(5) 制限又は条件

ア 船舶の安全航行のため漁具標識を設置しなければならない。ただし、夜間にあつては灯火による標識によるものとする。

イ 公共事業等の円滑な実施に協力し、公益の確保に努めなければならない。

(6) 存続期間 平成30年9月1日から平成35年8月31日まで

13 公示番号 海区第12号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	10月21日から翌年4月30日まで

イ 漁場の位置 西伯郡大山町平田地先

ウ 漁場の区域 次の(エ)から(ケ)までを順次直線で結ぶ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域
基点第29号 平田漁港東側防波堤南西端

- (エ) 基点第29号から94度30分（真方位）237メートルの点
- (オ) 基点第29号から114度（真方位）105メートルの点
- (カ) 基点第29号から132度30分（真方位）150メートルの点
- (キ) 基点第29号から127度15分（真方位）184メートルの点
- (ク) 基点第29号から161度15分（真方位）291.5メートルの点

(ケ) 基点第29号から152度30分(真方位)455メートルの点

(2) 免許予定日 平成30年9月1日

(3) 申請期間 平成30年6月5日から同年7月5日まで

(4) 地元地区 米子市淀江町及び西伯郡大山町

(5) 制限又は条件

ア 船舶の安全航行のため漁具標識を設置しなければならない。ただし、夜間にあつては灯火による標識によるものとする。

イ 公共事業等の円滑な実施に協力し、公益の確保に努めなければならない。

(6) 存続期間 平成30年9月1日から平成35年8月31日まで

14 公示番号 海区第13号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	10月21日から翌年4月30日まで

イ 漁場の位置 西伯郡大山町平田地先

ウ 漁場の区域 次の基点第30号と(ア)を直線で結ぶ線、(ア)から(ウ)までを順次直線で結ぶ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域

基点第30号 大山町平田257-14地先に設置された漁港境界鉾

(ア) 基点第30号から261度20分(真方位)216メートルの点

(イ) 基点第30号から238度40分(真方位)370メートルの点

(ウ) 基点第30号から212度00分(真方位)393メートルの点

(2) 免許予定日 平成30年9月1日

(3) 申請期間 平成30年6月5日から同年7月5日まで

(4) 地元地区 米子市淀江町及び西伯郡大山町

(5) 制限又は条件

ア 船舶の安全航行のため漁具標識を設置しなければならない。ただし、夜間にあつては灯火による標識によるものとする。

イ 公共事業等の円滑な実施に協力し、公益の確保に努めなければならない。

(6) 存続期間 平成30年9月1日から平成35年8月31日まで

15 公示番号 海区第14号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	魚類(ぶり、ふぐ、さば、ぎんざけ、あじ)小割り式養殖業	1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置 境港市地先

ウ 漁場の区域 次の(ア)から(オ)までを順次直線で結ぶ線及び(オ)と(ア)を直線で結ぶ線によって囲まれた区域

基点第31号 境港防波堤先端灯台

(ア) 基点第31号から135度30分(真方位)3,600メートルの点

(イ) 基点第31号から143度15分(真方位)4,210メートルの点

(ウ) 基点第31号から153度30分(真方位)3,770メートルの点

(エ) 基点第31号から150度45分(真方位)3,460メートルの点

(オ) 基点第31号から138度30分(真方位)3,420メートルの点

(2) 免許予定日 平成30年9月1日

- (3) 申請期間 平成30年6月5日から同年7月5日まで
- (4) 地元地区 境港市
- (5) 制限又は条件
- ア 船舶の安全航行のため漁具標識を設置しなければならない。ただし、夜間にあつては灯火による標識によるものとする。
- イ 公共事業等の円滑な実施に協力し、公益の確保に努めなければならない。
- (6) 存続期間 平成30年9月1日から平成35年8月31日まで

16 公示番号 海区第15号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	いわがき養殖業	1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置 境港市地先

ウ 漁場の区域 次の(ア)から(オ)までを順次直線で結ぶ線及び(オ)と(ア)を直線で結ぶ線によって囲まれた区域

基点第31号 境港防波堤先端灯台

- (ア) 基点第31号から135度30分(真方位)3,600メートルの点
- (イ) 基点第31号から143度15分(真方位)4,210メートルの点
- (ウ) 基点第31号から153度30分(真方位)3,770メートルの点
- (エ) 基点第31号から150度45分(真方位)3,460メートルの点
- (オ) 基点第31号から138度30分(真方位)3,420メートルの点
- (2) 免許予定日 平成30年9月1日
- (3) 申請期間 平成30年6月5日から同年7月5日まで
- (4) 地元地区 境港市
- (5) 制限又は条件
- ア 船舶の安全航行のため漁具標識を設置しなければならない。ただし、夜間にあつては灯火による標識によるものとする。
- イ 公共事業等の円滑な実施に協力し、公益の確保に努めなければならない。
- (6) 存続期間 平成30年9月1日から平成35年8月31日まで

17 公示番号 海定第1号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	雑魚定置漁業	1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置 西伯郡大山町御来屋地先

ウ 漁場の区域 次の(ア)から(カ)までを順次直線で結ぶ線及び(カ)と(ア)を直線で結ぶ線によって囲まれた区域

- (ア) 北緯35度32分12.07秒、東経133度31分06.01秒の点
- (イ) 北緯35度32分18.02秒、東経133度31分29.00秒の点
- (ウ) 北緯35度32分12.05秒、東経133度31分30.08秒の点
- (エ) 北緯35度31分53.09秒、東経133度31分25.00秒の点
- (オ) 北緯35度31分53.00秒、東経133度31分21.03秒の点
- (カ) 北緯35度32分07.00秒、東経133度31分10.00秒の点
- (2) 免許予定日 平成30年9月1日
- (3) 申請期間 平成30年6月5日から同年7月5日まで

- (4) 地元地区 西伯郡大山町
- (5) 制限又は条件
- ア 船舶の安全航行のため漁具標識を設置しなければならない。ただし、夜間にあつては灯火による標識によるものとする。
- イ 公共事業等の円滑な実施に協力し、公益の確保に努めなければならない。
- (6) 存続期間 平成30年9月1日から平成35年8月31日まで

鳥取県告示第386号

漁業法（昭和24年法律第267号）第11条第1項の規定に基づき、内水面における漁業権の免許の内容たるべき事項等を次のとおり定めたので、同条第5項の規定により告示する。

平成30年6月5日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 公示番号 内共第4号

- (1) 免許の内容たるべき事項
- ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	しじみ（やまとしじみ）漁業	1月1日から12月31日まで
第五種共同漁業	こい漁業	1月1日から12月31日まで
	ふな漁業	
	うなぎ漁業	
	わかさぎ漁業	
	しらうお漁業	
	えび漁業	

- イ 漁場の位置

鳥取市

- ウ 漁場の区域

鳥取市賀露町の賀露大橋の下流端から同市六反田及び金沢の金六橋下流端までの湖山川及び湖山池

- (2) 免許予定日 平成30年9月1日
- (3) 申請期間 平成30年6月5日から同年7月13日まで
- (4) 関係地区 鳥取市
- (5) 制限又は条件
- 漁業生産力の向上に向け、放流量等は鳥取県内水面漁場管理委員会が毎年定める増殖目標量を原則とする。
- (6) 存続期間 平成30年9月1日から平成35年8月31日まで

鳥取県告示第387号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第16項の規定に基づき、次のとおり清算法人西郷中央土地改良区から清算人が就任した旨の届出があったので、同法第68条第4項において準用する同法第18条第17項の規定により告示する。

平成30年6月5日

鳥取県東部農林事務所長 宮 田 邦 夫

就任した清算人の氏名及び住所

- 谷 口 愛一郎 鳥取市河原町小畑159
- 坂 本 柳 造 鳥取市河原町牛戸171
- 谷 口 和 正 鳥取市河原町天神原532
- 田 中 俊 一 鳥取市河原町中井171

右 近 清 美 鳥取市河原町本鹿287
露 木 稔 鳥取市河原町湯谷154
田 渕 幹 男 鳥取市河原町本鹿76
平成30年5月18日就任 任期 清算終了まで

鳥取県告示第388号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、畜産試験場における物品売払代金の徴収の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成30年6月5日

鳥取県畜産試験場長 田 中 成 彦

- 1 委託の相手
J A全農ミートフーズ株式会社西日本営業本部
鳥取いなば農業協同組合
全国農業協同組合連合会鳥取県本部
鳥取県畜産農業協同組合
大山乳業農業協同組合
- 2 委託期間
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

鳥取県告示第389号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、国土交通省中国地方整備局出雲河川事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

平成30年6月5日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間 平成30年6月1日から同年7月31日まで
- 3 作業地域 境港市地内

鳥取県告示第390号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第1項の規定に基づく洪水浸水想定区域の指定をしたので、同条第3項の規定により当該区域、浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間並びに河川法施行令（昭和40年政令第14号）第10条の2第2号イに規定する基本高水の設定の前提となる降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深（以下「洪水浸水想定区域等」という。）を次のとおり公表する。

平成30年6月5日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 洪水浸水想定区域を指定した河川の名称
一級河川千代川水系野坂川、大路川、八東川及び私都川、一級河川天神川水系三徳川、一級河川日野川水系日野川及び板井原川、一級河川斐伊川水系加茂川及び旧加茂川、二級河川勝部川水系勝部川及び日置川、二級河川橋津川水系東郷池、二級河川由良川水系由良川並びに二級河川佐陀川水系佐陀川及び精進川
- 2 洪水浸水想定区域等を表記した図面を閲覧に供する場所
 - (1) 一級河川千代川水系野坂川及び大路川並びに二級河川勝部川水系勝部川及び日置川
鳥取県土整備部河川課及び鳥取県土整備事務所
 - (2) 一級河川千代川水系八東川及び私都川

鳥取県県土整備部河川課及び八頭県土整備事務所

- (3) 一級河川天神川水系三徳川、二級河川橋津川水系東郷池及び二級河川由良川水系由良川

鳥取県県土整備部河川課及び鳥取県中部総合事務所県土整備局

- (4) 一級河川斐伊川水系加茂川及び旧加茂川並びに二級河川佐陀川水系佐陀川及び精進川

鳥取県県土整備部河川課及び鳥取県西部総合事務所米子県土整備局

- (5) 一級河川日野川水系日野川及び板井原川

鳥取県県土整備部河川課及び鳥取県西部総合事務所日野振興センター日野県土整備局

鳥取県告示第391号

水防法（昭和24年法律第193号）第16条第1項の規定により、水防警報を行う河川を次のとおり指定したので、同条第4項の規定により告示する。

平成30年6月5日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 水系名、河川名及び区間

水系名	河川名	区間
日野川	小松谷川	左岸 西伯郡南部町井上字長幸41-4地先から直轄管理区間（国土交通大臣が管理を行う河川の区間をいう。以下同じ。）上流端まで 右岸 西伯郡南部町井上字長幸42-2地先から直轄管理区間上流端まで

2 指定年月日

平成30年6月5日

鳥取県告示第392号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定に基づき、指定障害児通所支援事業者を指定したので、同法第21条の5の25の規定により次のとおり告示する。

平成30年6月5日

鳥取県西部総合事務所長 中 山 貴 雄

名称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害児通所支援事業を行う事業所の名称	指定に係る障害児通所支援事業を行う事業所の所在地	障害児通所支援事業の種類	指定年月日
社会福祉法人博愛会	米子市一部555	TOKIZO	米子市一部555	放課後等デイサービス	平成30年6月1日

鳥取県告示第393号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり淀江宇田川地区土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成30年6月5日

鳥取県西部総合事務所長 中 山 貴 雄

退任した役員の氏名及び住所

理事 関 本 攻 米子市淀江町西原580

平成30年1月31日退任

就任した役員の氏名及び住所

理事 松 田 遠 米子市淀江町西原602

平成30年3月27日就任 任期 平成31年10月19日まで